# 国土交通省三重河川国道事務所三重四川災害対応連絡会 規 約

# 第1章 総 則

# (名 称)

第1条 本会は、「国土交通省三重河川国道事務所三重四川災害対応連絡会」(略称:「三重四川災害対応連絡会」)と称する。

#### (目 的)

第2条 本会は河川法、水防法及び災害対策基本法の趣旨に基づき国土交通省三重河 川国道事務所管内の水害防止、軽減を図るため関係機関相互の情報共有化及び水害時に おける協力・連携を図り、もって水防対策の万全を期することを目的とする。

# (会 務)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次のことを行う。

- 1. 災害関連情報 (雨量・水位情報、既往出水状況、被災状況、復旧支援等) の共有化に関すること。
- 2. 迅速な水防関連情報の伝達に関すること。
- 3. 円滑かつ適切な水防活動の取組に関すること。
- 4. 合同河川巡視に関すること。
- 5. 情報伝達演習、ロールプレイング演習等の実施に関すること。
- 6. ハザードマップ整備における支援及び情報交換に関すること。
- 7. 水防・防災に関する啓発活動に関すること。
- 8. 現状の水害リスク情報や取組状況の共有に関すること。
- 9. 円滑かつ迅速な避難、氾濫水の排水を実現するための取組、ダム運用の取組に関すること。
- 10. 河川管理施設の整備に関すること。
- 11. 減災対策のフォローアップに関すること。
- 12. その他本会の目的を遂行するため必要と認められる事項

# (組 織)

第4条 本会は別表-1に掲げる機関をもって組織する。

- 1. 本会は、全体委員会、鈴鹿川委員会、雲出川委員会、櫛田川委員会、宮川委員会(以下「委員会」と称する。)及び幹事会で構成する。
- 2. 本会は、必要に応じて専門的な知識を有する者等の出席を求め、意見等を聴くことができる。

# 第2章 役 員

# (役員)

第5条 本会には次の役員を置く。

- 1. 会 長 1 名
- 2. 副 会 長 若干名
- 3. 委員 若干名

- 4. 幹事長 1 名
- 5. 副幹事長 1 名
- 6. 幹 事 若干名

# (会 長)

- 第6条 会長は、本会を代表し会務を総轄する。
  - 1. 会長は、三重河川国道事務所長をもってこれにあてる。

# (副会長)

- 第7条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
  - 1. 副会長は三重河川国道事務所副所長(事務)、三重県県土整備部施設災害対策課長及び市町村の代表者の中から会長が委嘱する。

#### (委員)

- 第8条 委員は会務を評議する。
  - 1. 委員は別表-2に掲げる者をもってこれにあてる。

# (幹事長)

- 第9条 幹事長は、幹事会を運営し本会の業務を処理する。
  - 1. 幹事長は三重河川国道事務所副所長(河川)をもってこれにあてる。

# (副幹事長)

- 第 10 条 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときはその職務を代行する。
  - 1. 副幹事長は三重県県土整備部施設災害対策水防対策班長をもってこれにあてる。

#### (幹事)

- 第11条 幹事は、会務の企画立案及び相互の連絡調整にあたる。
  - 1. 幹事は別表-3に掲げる者をもってこれにあてる。

#### (顧 問)

- 第12条 本会には、必要に応じ顧問を置くことができる。
  - 1. 顧問は、会長が委嘱し会長の諮問に答えるものとする。

# 第3章 運 営

# (委員会)

- 第13条 本会の運営は、委員会の決議による。
  - 1. 委員会は、毎年出水期前及び会長が必要と認めたとき会長が招集する。
  - 2. 委員会の議長は、会長がこれにあたる。
    - ※1 はん濫危険水位を超えた出水後、重大な被害が発生した時等。

# (幹事会)

第 14 条 幹事会は、<br/>
<u>幹事長が必要と認めたとき</u>幹事長が招集し、会務の企画立案に<br/>  $^{*2}$ 

あたる。

※2 はん濫危険水位を超えた出水後、重大な被害が発生した時等。

# (事務局)

- 第15条 本会の事務局は、三重河川国道事務所調査第一課内に置く。
  - 1. 事務局職員は、三重河川国道事務所調査第一課職員とする。
  - 2. 事務局職員は、幹事長の指示を受け事務を処理する。

# 第4章 そ の 他

#### (規約の改正)

第16条 本規約の変更は、委員会の決議によらなければならない。

# (附 則)

第17条 この規約は平成17年10月24日から実施する。

平成 18年 6月22日 一部改正 平成 19年 5月28日 一部改正

平成20年 5月30日 一部改正

中风20年 3月30日 即以上

平成21年 6月 4日 一部改正

平成22年 6月22日 一部改正 平成23年 5月25日 一部改正

平成24年 5月29日 一部改正

平成26年 5月30日 一部改正

平成27年 5月25日 一部改正

平成28年 4月26日 一部改正

# 別表-1

国土交通省			三重河川国道事務所			
	IJ		蓮ダ	ム管理	所	
	IJ		気象	庁津地	方気象台	
三	重	県	県土	整備部		
	IJ		四日	市建設	事務所	
IJ			鈴鹿	鈴鹿建設事務所		
IJ			津建	津建設事務所		
IJ			松阪	松阪建設事務所		
IJ			伊勢	伊勢建設事務所		
IJ			四日市市			
"			鈴鹿市			
IJ			亀山市			
	IJ		津		市	
	IJ		松	阪	市	
	IJ		伊	勢	市	
	IJ		多	気	町	
	IJ		明	和	町	
	IJ		玉	城	町	

会		長	国土交	通省三重	重河川国道事務所	事務所長
副	会 " "	長	国土交	通省三	ダム管理所 重河川国道事務所 備部施設災害対策記	
委	<i>II II II</i>	員	鈴津松伊四鈴亀津松伊多明玉国鹿建阪勢		务所 5 所 8 所	建設事務所長(鈴鹿川水系) 建設事務所長(雲出川水系) 建設事務所長(雲出川・櫛田川水系) 建設事務所長(雲出川・櫛田川水系) 建設事務所長(宮川水系) 市長(鈴鹿川水系) 市長(鈴鹿川水系) 市長(鈴鹿川水系) 市長(雲出川・櫛田川水系) 市長(宮川水系) 市長(宮川水系) 町長(櫛田川水系) 町長(櫛田川水系) 町長(宮川水系) 町長(宮川水系) 町長(宮川水系) 台長(全水系) 副所長(河川)(全水系)

# 鈴鹿川委員会

三重河川国道事務所長、三重県県土整備部施設災害対策課長、四日市建設事務所長、鈴鹿建設事務所長、四日市市長、鈴鹿市長、亀山市長、気象庁津地方気象台長

# 雲出川委員会

三重河川国道事務所長、三重県県土整備部施設災害対策課長、津建設事務所長、松阪建設事務所長、津市長、松阪市長、気象庁津地方気象台長

# 櫛田川委員会

三重河川国道事務所長、蓮ダム管理所長、三重県県土整備部施設災害対策課長、松阪建設事務所長、松阪市長、多気町長、明和町長、気象庁津地方気象台長

# 宮川委員会

三重河川国道事務所長、三重県県土整備部施設災害対策課長、伊勢建設事務所長、伊勢市長、玉城町長、気象庁津地方気象台長

幹 事 長	国土交通省三重河川国道事務所	副所長 (河川)
副幹事長	三重県県土整備部施設災害対策課	水防対策班長
幹 "" "" "" "" "" ""	# 四日市建設事務所 # 鈴鹿建設事務所 # 津建設事務所 # 津建設事務所 # 津建設事務所 # 松阪建設事務所 # 松阪建設事務所 # 松阪建設事務所 # 日 市 市 命 鹿 市 亀 山 市	保全室長 保全室長 保全室長 保全室管理長 保全室管理長 生当 当 当 当 当 当 当 当 当 生 と と と と と と き を き を き を き を き を き を き し き も り も り も り も り も り も り も り も り も り も
II II II II II	津     市       松     阪     市       伊     勢     市       多     気     町       明     和     町       玉     城     町       国土交通省気象庁津地方気象台       国土交通省蓮ダム管理所	担当室長 担当課長 担当課長 担当課長 担当課長 担当課長 防災管理官 専門官
)) )) )) )) )) )) )) )) )) )) )) )) ))	国土交通省三重河川国道事務所	河川管理課長 調査第一課長 調査第一課長 工務第一課長 計画課長 河川占用調整課長 防災課長 鈴鹿出張所長 雲出川出張所長 衛田川出張所長 宮川出張所長